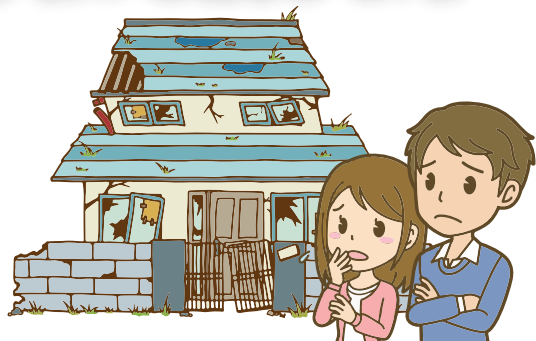


『相続』が適切な空き家管理の力キです

空き家の管理責任は相続人にも及びます

個人の財産である建物や土地は、所有者やその相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。空き家を十分に管理せず放置した結果、建物の倒壊・瓦の落下等により周囲の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合、損害賠償などの管理責任を問われ、その範囲は相続人にも及びます。



相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をすることが義務化されました。

正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。



住まいの相続のポイント

1 現在の登記の確認をしましょう

空き家には相続登記がなされず以前の所有者の名義のままとなっていることもあります。相続登記がされていないと、売却したり担保にしたりすることができません。まずは法務局で土地・建物の登記が現在の所有者となっているかを確認しましょう。

2 相続登記を行きましょう

相続が発生したら、相続人全員で、どのように相続するかを話し合い、相続内容が確定したら登記を行きましょう。司法書士等の専門家に相談することもお勧めです。登記をすることで権利関係が明確になり、相続した不動産の売却等もできるようになります。

3 相続手続きはお早めに

相続の方法が決まらず、空き家を相続した最初の世代で問題解決ができない場合、その次の世代に問題を先送りすることになり、相続人の数が増えて複雑化し、さらに解決が難しくなります。次世代のこどもたちのためにも、速やかに相続手続きを行いましょう。

空き家についてのご相談

高松市 都市整備局 住宅建築部 住宅政策課

☎ 087-839-2136

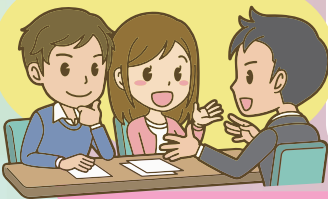
空き家を活用しませんか？

空き家相談員制度

空き家をなんとかしたい！
とお考えの方



空き家を所有している方やその親族が、売買や賃貸等について、専門的な知識を持つ不動産取引業者団体に所属する宅地建物取引士に原則無料で相談することができます。



空き家等マッチング事業

売却したいけれど、不動産事業者との
つながりがない…
とお困りの方



所有者から同意を得た空き家・空き地の情報を、不動産事業者へ提供し、不動産取引につなげる事業です。実家を相続したけれど、現在も将来も使う予定がないといった方や、地元の不動産事業者が分からない…という遠方の方も、ぜひご活用ください。

空き家に関する相談窓口

空き家を所有している方が抱える様々な問題について、下記の専門家団体の相談を受けることができます。



相続を含む法律問題全ての相談

香川県弁護士会

☎087-822-3693

有料相談(要予約) 13:10~16:20 毎週月・水・金曜日

無料相談(要予約) 毎週火曜日、毎月第1、第3木曜日ほか ※1 2

相続・登記に関する相談

香川県司法書士会

☎087-821-5701

無料相談(要予約) 13:00~16:00 毎月第2土曜日

無料相談(要予約) 13:00~16:00 毎月第2、第4木曜日 ※1 2

土地の境界・登記に関する相談

香川県土地家屋調査士会

☎087-821-1836

無料相談 13:00~16:00 毎月第1・第3金曜日 ※1

相続に関する相談

香川県行政書士会

☎087-866-1121

無料相談 9:00~12:00 毎月第1・第3金曜日 ※1

不動産鑑定に関する相談

公益社団法人香川県不動産鑑定士協会

☎087-822-8785

無料相談 毎年4・10月に開催

空き家の売却・賃貸に関する相談

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会

☎087-823-2300

無料相談 13:00~15:00 毎週金曜日(祝日は除く)

空き家バンクへの登録に関する相談

一般社団法人香川県建築士会

☎087-833-5377

無料で現地調査・報告書(図面・写真)の作成

空き家の売却・賃貸に関する相談

公益社団法人全日本不動産協会香川県本部

☎087-868-6701

無料相談(要予約) 毎月第3火曜日(祝日の場合、別日)

※1 高松市役所1階市民相談コーナーにおいて実施。ご予約は同コーナー(087-839-2111)へ。

※2 高松市民でご本人の案件に限る。